

第9章 鋼製付属設備

第1節 通 則

9-1-1 適 用

この章は鋼製付属設備に適用する。鋼製付属設備とは、本共通仕様書に示す各種設備（主体となる）に付属して設置される鋼材を主要構成部材とした小規模でかつ簡単な鋼構造物をいう。

9-1-2 一般事項

1 構造

鋼製付属設備は、設計図書に示される荷重条件に対して必要な強度、剛性を有し、耐久性に富み、安全な構造でなければならない。

2 技術基準等

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、主体となる設備の基準等に準拠するものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

9-1-3 使用材料

1 主要部材

鋼製付属設備に使用する主要部材の材質及び板厚については、技術指針等による。

2 防食対策

据付後の塗装が不可能な部分、その他保守管理の困難な部材については、設計図書に示す防食対策を施すものとする。

9-1-4 構造計算

鋼製付属設備の構造計算は、技術指針等による。

第2節 鋼製付属設備

9-2-1 一般事項

鋼製付属設備の形状及び寸法は、設計図書による。

9-2-2 操作管理橋（人道橋）

1 溜水対策

操作管理橋（人道橋）には、溜水が生じないように排水孔や水抜孔等を設けるものとする。

2 出入口

操作管理橋（人道橋）の出入口には、施錠可能な扉を設置するとともに、必要に応じて、立入禁止等の標示板を設けるものとする。

9-2-3 手摺、階段、防護柵、梯子

手摺、階段、防護柵、梯子の基本寸法は、本体設備の操作及び保守管理を行う者の安全を考慮して決定するものとする。

9-2-4 ピット蓋

1 寸法・重量

ピット蓋単体の寸法・重量は設置・撤去を考慮したものとする。

2 すべり止め対策等

ピット蓋には必要に応じて、すべり止め対策及び防音対策等を設けるものとする。

9-2-5 その他の鋼製付属設備

本節に示す以外の鋼製付属設備については、本共通仕様書における各章の記載によるほか、設計図書による。